

第1章

木津川市教育振興基本計画の
策定にあたって

第1章 木津川市教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 策定の趣旨

（1）背景

平成18年12月に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項において、国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受け、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、国においては平成20年7月に「教育振興基本計画」が策定されました。この「教育振興基本計画」では、教育基本法に示された理念の実現に向けて、今後10年間を通して目指すべき教育の姿を、

- 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

と示し、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

一方、同条第2項では、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を基にしながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

京都府教育委員会においては、平成23年3月に「京都府教育振興プラン」一つながら、創る、京の知恵一が策定され、京都府が目指す人間像を、

- 歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人
- 積み重ねられた知恵を活用し、新しい価値を創り出して世界に発信する人

と定めました。

また、この「目指す人間像」に向けた人づくりのため、これまで「生きる力」、「知・徳・体」として表現されていた概念を「はぐくみたい力」としてより具体的に表し、「展望する力」、「つながる力」、「挑戦する力」の3つの力の調和を大切にした教育を進めると定めました。

そして、京都府の教育の基本理念を実現するために、今後様々な施策を推進していく上で、すべての施策に共通して常にもっておくべき視点として、『社会総がかりで取り組む教育』、『幼児期から成人までを見通した教育』、『京都の力を活かした教育』の3つが掲げられています。

このような中、国では、平成25年6月に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」において、今後の社会の方向性として、

○自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の実現

を目指すべきとし、その実現に向けた教育行政の方向性として、

- 社会を生き抜く力の養成
- 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 学びのセーフティネットの構築
- 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

の4つが定められています。

木津川市教育委員会では、このような国や京都府の計画を参照しながら、木津川市ならではの教育を推進し、木津川市の未来を築き、力強く生きる“きづがわっ子”を育てるための計画を策定しました。

この「木津川市教育振興基本計画」～生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く“きづがわっ子”を目指して～は、これまでの教育に対する取組を整理した上で、更なる充実を図るため、教育に関する初の総合的な計画として、本市の教育が目指すべき子ども像や学校、保護者、地域が一体となって創造する教育の方向性及び目標を明らかにし、目標ごとの具体的施策等を示すものです。

教育基本法（抜粋）
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 基本的な考え方

近年、我が国においては、核家族化や少子高齢化が進行し、人と人とのかかわりが希薄になる中、家庭や地域の教育力や地域コミュニティの衰退などへの対応が大きな課題となっています。

一方、国際的な視点からは、あらゆる分野においてグローバル化や情報化が進行しています。また、環境問題や東日本大震災からの教訓を踏まえた自然災害などへの対応が喫緊の課題となっています。

このような教育を取り巻く社会環境の変化は、市民の生活スタイルやニーズの多様化、社会構造の変化などと相まって、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、いじめや児童虐待事案などをはじめとする社会全体における規範意識や倫理観の低下、児童生徒の不適応行動などといった教育上の深刻な課題を引き起こしています。

本市においては、加えて核家族化傾向にある大規模な住宅開発地域、従来型の農村地域、また小規模開発が進む地域など、子どもを取り巻く地域環境は、それぞれ異なるという特性を持っています。

このような課題や特性に対し、教育の一層の振興を図っていくためには、教育の基本的な方向性を明確にするとともに、その実現に向けて、どのような教育施策をどのように進めていくかを明らかにする必要があります。

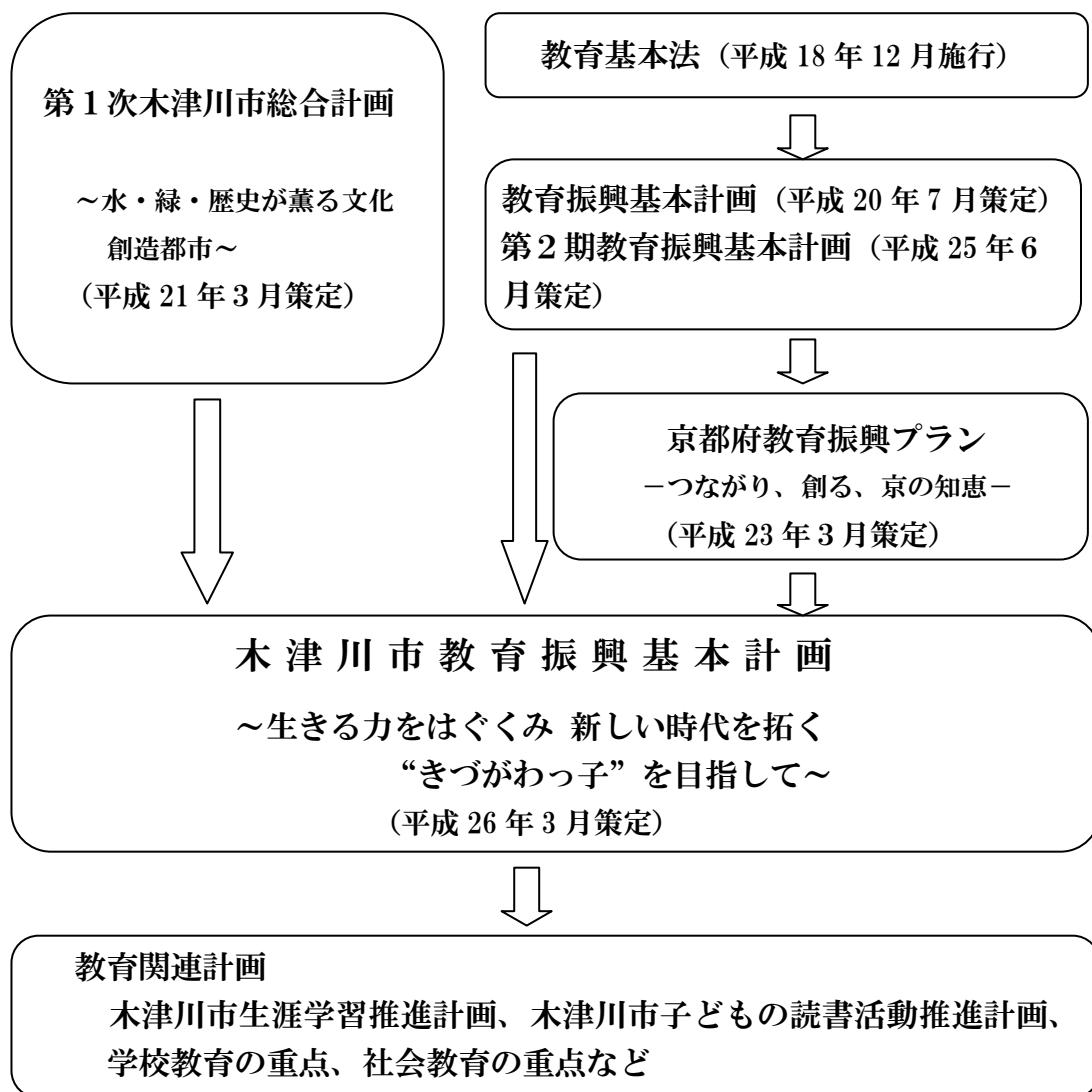
木津川市教育委員会では、こうした状況を踏まえ、本市の豊かな自然環境や歴史、文化遺産などの地域資源はもとより、とりわけ、関西文化学術研究都市の中核地として、様々な研究機関・大学等の立地施設や豊富な人的資源を活かしつつ、木津川市の教育に関する総合的な計画として、これまで実施してきた様々な施策の成果と課題を整理するとともに、

目指す子ども像や教育の目標を明確にし、今後10年間の本市教育行政の基本的な方向を示すため本計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国の教育振興基本計画に基づいて、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、国や京都府の教育政策の動向について注視するとともに、本市総合計画の見直しに伴うものなど、計画に位置付けている施策・事業以外に新たな取組が必要な場合には、速やかに取り組むこととします。



第3節 計画の対象期間と範囲

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。なお、木津川市の教育の基本理念を実現するため重点目標や主要施策などについては、概ね5年後に中間見直しを行うこととします。

また、社会経済情勢の変化により見直しが必要である場合には、適宜計画の見直しを行います。

なお、この計画は、教育に特化した分野別計画であり、執行機関としての教育委員会が計画を決定するため、基本的に対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

のことから、この計画は、幼稚園、小学校、中学校を中心に、子どもを取り巻く家庭、地域社会、学校これらを支える行政を含めた教育に関わる取組を範囲としています。

